

平成二十一年財務省・農林水産省令第一号

米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令

米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条及び第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令を次のように定める。

(取引等の記録の作成方法)

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条及び第六条の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することのできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成すること。

二 事務所、事業場又は店舗(以下「事務所等」という。)ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して仕入れを行つてゐることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存してゐる場合その他の特別の事情がある場合であつて、記録を保存してゐる事務所等に照会することにより、譲受け又は譲渡しをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができない措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲受け又は譲渡しをしたときの記録は、一括して作成することができる。

三 米穀等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理した記録を作成すること。

四 返品その他の事由により次条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

五 法第三条第一項の規定による記録の作成に当たつては、米穀等の譲受けと当該米穀等(これを原材料とする米穀等を含む。)の譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めるものとする。

2

(取引等の記録の記録事項)

第二条 法第三条第一項の主務省令で定める事項

は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあつては、第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

一 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称

二 譲受け又は譲渡しをした米穀等の名称

三 譲受け又は譲渡しをした米穀等の数量

四 譲受け又は譲渡しをした年月日(これにより難い場合には、譲受け又は譲渡しをした年の氏名又は名称)

五 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称

六 譲受け又は譲渡しを伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした場合にあつては、当該米穀等の搬入又は搬出をした事務所等その他の場所

七 譲受け又は譲渡しをした米穀等が用途限定

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零三十一

一百零三十二

一百零三十三

一百零三十四

一百零三十五

一百零三十六

一百零三十七

一百零三十八

一百零三十九

一百零四十

